

## 「寛文元年一年 日帳」

凡例

翻刻にあたり、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一するため、趣旨をそこなわない範囲において次の原則で表記を改めた。

（一）字体は常用漢字を原則としたが、而・茂・江・者・丁などの変体仮名や「ら」などの合せ字はそのままとし、正字・日字の一部につり書きを用いたものがある。

石川県立図書館の森田文庫に「寛文元年一年 日帳」という史料がある。（請求番号「K108-1-11 墨付」二十四）郷土史家として知られた森田柿園（平次）の旧蔵である。

寛文元年（一六六一）十月から翌二年七月までの約九ヶ月間の内容で、寛文初年の加賀藩領内の状況、とくに金沢城に関わる興味深い内容を含んでいることから全文を翻刻し、紹介したい。寛文元年といえば、五代藩主前田綱紀が初入国をはたし、保科正之の後見のもと、藩主として独立立ちしていこうとした時期でもあった。金沢城では、ながら藩主不在であつたが、石垣普請にみられるように、居城としての整備がなされていた。

本史料は、従来、柿園の著書として知られる『金沢古蹟志』などにも引用されたが、断片的であり、全文の翻刻が待たれることになつた。

原本については未確認で、写本であるといつては、史料が少ない当該期にあつて貴重な文献史料であるといえる。筆者は不明であるが、おそらくは金沢に在住する藩の重臣とみられる。森田文庫のほかには金沢市立玉川図書館の加越能文庫「日記・残編五種」（請求番号「K16-40-18」）のなかに、「寛文元年一年日帳」として収められている。おそらく前田家編編輯方による文書収集のなかから写本が作成され、森田文庫や加越能文庫に収められたのであらう。

なお、財團法人前田育徳会に「日帳」と題する前田綱紀の自筆の日記が所蔵されているが、別史料であることを付記しておきたい。

石野 友康

（一）表紙や朱書き部分については「」を付し、右肩に（表紙）、（朱書き）と注記した。

（二）表敬の欠字・平出については、一字あけ、平出については右傍らに（平出）と注記した。

（四）抹消部分には文字の左側に「～～～～」を付け、原文に修正がある場合には、右側に示した。

（五）編者の付した傍注は（ ）を付し、校訂箇所は〔 〕で示した。

（表紙） 寛文元年一年日帳  
（内題） 寛文元年一年

日帳

十月十五日

十月十六日

十九日

一、津田<sub>（正忠・重田）</sub>玄蕃先屋敷、長屋つくり、住居仕直之事、御作事奉行申渡、即刻御作事へ申渡、  
一、松任御旅屋雪垣道具、六年已前二請取候故、損申由木村<sub>（馬廻組）</sub>甚左衛門、  
一、<sub>（松殿）</sub>きこくノミうへ、さざかちのミうへ、泉野辺二畠をいたし、植させ

候様二十村可申付貢、御算用場へ申渡、同廿一日ニ山本八兵衛ニ御算用場へ參、<sub>（夷）</sub>つへノ事、申談候様ニ申付候、

一、堂形前三ツノ家ノ事、委細菊田長右衛門・別所次左衛門へ申渡候、

廿一日

一、御寝之間下ニシヽミ貝敷候事、大ぐは忠左衛門へ申渡、

一、脇田助右衛門(小松馬連)〔能美〕郡山奉行被成御赦免候付、小松辺材木御用之刻手つかへ可申候間、刑部与力之内一人充小松江相詰候様刑部方へ申遣、

廿七日

一、玉様丸御馬屋立候土台石入候へ共、無之二付、御奉行小川又右衛門・

平田善四郎断二付、戸室山にて石切出候様御ふしん奉行へ手紙遣

候、

廿二日

一、御切米取為御加増被下候分、向後日割二仕間敷事、

一、此以後所々御作事方入用所切二紙目録調、寄合所へ可申上旨、申

渡候様御作事諸方さん用場へ申渡、

寄合所番人与力

廿四日如是御番勤ル

大沢与右衛門

山下彦右衛門

牧野宗右衛門

沢根彦左衛門

不破八右衛門

山下少兵衛

日置小左衛門

山森七郎右衛門

中西宗兵衛

山本宗左衛門

一、三口市御旅屋セハク、御料理所公成候指図并堺御旅屋中門ひきく候  
間、かもいあけさせ可申旨、対馬殿(前田孝真・重臣)申来、

一、しヽミ貝之から五斗俵ニシテ百式十俵相調可申旨、原田(長幸・馬連組)へ申遣、

廿七日

一、佐藤一兵衛替野垣権丞遣候様二木戸二申渡、市兵衛かへり刻銅板毫

枚付越候様二申付、

廿八日

一、江戸御着、御機嫌伺繼飛脚被遣、

一、竹來春廻シ候様、黒坂・葛野・三嶋方へ添状遣ス、

十一月三日

一、天玄発微帙出来二付、会所江戸へ上候付、松長永三方へ添状遣、

一、大経師や七左衛門御用相済候二付、銀子三拾枚・絹五疋被下、罷帰、

則右之通江戸へ申遣、

一、三口市御旅屋入用、御材木新川手寄之山にて切出候様二山奉行へ被

申渡候様、算用場手紙遣、則木数、大工書付も遣、

一、中村弥五作(馬連組)十一月六日二発足、則添状遣、

一、しぶミの貝から、最前八百式十俵調候様二原田方へ申遣候へ共。其迄入申間敷二付、六十俵程調候様ニ重而申遣、郡奉行へも申渡、調候様算用場申遣、

一、江戸御着之旨申来候付、御着目出度旨、繼飛脚被遣、

一、桜井新左衛門・飯嶋久右衛門材木歩付奉行則歩頭へ申渡、

一、残有之肴、歩行小頭・御小人頭・御算用之者・役懸歩行森川五郎右

衛門・坊主頭・御扶持人大工、右之者共へ被下、

一、玉様丸・金屋々敷両池ほらせ、奉行板坂吉丞・疋田半平申渡ス、(城番馬連)

一、日用直段先跡々ノことく七分五厘二割場江戸日用頭へ申渡、相極ル、

六日

- 一、金森長右衛門弟病氣二付、万病円被下、  
一、古公事場やしき廻り之擇出來之由案内、入用目録西脇弥右衛門・不  
破四郎(異風)三郎召出、上ル、

十五日

- 一、浅野川蓮心寺之後川除(繩)つゝくり、普請奉行・与力深尾市兵衛・行山  
三郎左衛門申渡、

- 一、新川郡西野番村善左衛門、走百姓女とらへ、道具有所知れ申二付、

- 為御褒美銀子式枚被下、

- 一、御小性横目半田権助・加須屋(玄保)伝兵衛・渡部所左衛門馬飼料として銀

- 子十枚充被下旨、会所へ手紙遣候、

- 一、御弓藏奉行嶋田十兵衛御赦免被成候旨、頭へ申渡、但、弓稽古二付、

- 替可入事、

- 一、御鉄砲奉行飯山少兵衛煩二付、被成御赦免之旨頭へ申渡、替可入事、

- 一、御台所小者惣右衛門銀子壹枚被下、但、鈴木次右衛門尋申儀有様二

- 申付被下、

- 一、戸室石つり日用、明日ち壹人九分充二雇候様、割場へ申渡候、

廿二日

- 一、高岡先奉行裁許之塙、當奉行へ相渡事、表數断、可請取由、當奉行

- 与中(利常娘富姫)壹番皆済仕候為褒美、銀子三枚下(十村・射水部下奈組裁許)条村瀬兵衛被下、

- 一、與中壹番皆済仕二銀子式枚河原村十左衛門被下、但、少銀二成付  
被下、

- 一、八条姫君様へ被遣塙鴨、越中へ申遣様二会所(重保)水原二宮崎申渡入、

- 一、使者宿三軒并下宿三軒可被極事、町奉行へ申渡候、

- 一、御歩之者只今ち聞立、來春可被召置事、

- 一、材木運賃吟味可相極事、

一、他国へ続參候もの増路銀極之事、

- 一、尾添(朱喜)ころも銀子御かし可有事、会所・御算用場へ御借候様二申渡、

- 一、高岡御詰塙改、町夫つかひ候様申遣事、

- 一、諸浦ち他国へ壹年切水子すへ二不居留様縮仕、勝手次第致奉公候様

郡奉行ち申渡候様二算用場へ申渡、

十一月三日

- 一、万治三年御目付衆能州御越之刻、高松御泊之刻木竹縁取量預り人へ  
被下候、

- 一、下ち御取寄被成候御材木運賃極頭書、寺西新七二相渡ス、

- 一、河崎権八・圓田左太郎・大山権三郎当暮御仕着会所并藤田八郎(安輝・中小姓)兵衛

- 二申渡(小袖着・上下青真踏皮武足)

- 一、御台所役懸り不足人召置、足輕遣不申様二可仕旨申渡ス、御賄奉行

八、

- 一、宮腰出村之義、弥可相尋旨、新七申渡ス、

- 一、山川市郎右衛門銅吹七候付、情ヲ出申故、銀子壹枚被下候、

五日

- 一、諸給人先次第調様可為此跡御定銀子先式百貫目請取払切次第可為案

内旨申渡、

- 一、拾壹人惣並増免被下所付之義算用場申渡、

八日

- 一、酒井修理(忠直・小浜藩主)大夫殿家老中ち之飛脚兩人二金壹歩武切充被下旨、会所へ  
申渡、

九日

- 一、当年米壳兼候付而、役銀出銀當廿八日時分迄指延候事、

- 一、下ヘ材木調橋本治部(馬道)左衛門當夏御使長瀬孫丞御迎迄罷越、足輕共御

貸銀當暮被指延、

一、くさまき板数六百、津田内蔵助(正直・人持)被下、

十一日

一、高岡瑞龍寺御作事御材木川流入足多入候由御奉行断付、正月之内百姓手透可有之候条、篠嶋豊前与力断次第日用申付、相渡候様二津田右京(馬廻)・金森長左衛門(馬廻)へ申遣、

一、岡本丹波二被下知一百石分当物成代銀結目録調可申哉之旨、さん用場断付、早々調可遣旨申遣候、

十九日

一、惣百姓御普請廿日迄勤、廿一日あけ可申旨、割場奉行へ申渡、

一、銀子武百貫(米清)目前田(孝貞・重臣)対馬(火消役)二御借被成、加判人、前田權(恒知・人持)之助・前田平大(長城)夫・不破彦三(義貞・泰者番)

一、同百貫田奥村(米清)河内(忠次)二御借被成、加判人奥村(時成)内匠

一、同三百貫田奥村(忠次)因幡(忠次)二御借被成、加判人横山左衛門但、内百貫田京都二而渡ル、

一、御料理人届貢、上壹匁三分、中壹匁武分、下壹匁壹分相極、

銀や廿一日

一、埋忠仁左衛門江戸へ被遣、銀子五枚被下、廿六、七日当地発足、

一、松下かり遠所之百姓共あつまり候へハ、めいわく仕レ付、当秋前与力御奉行ニて百姓之透を見斗、山近所之ものニおろさせ、村切二直段ヲ極、百姓ニ壳渡シ、高利取不申様ニ申渡、百姓商買仕候由、

御さん用場ル申渡旨、

正月四日

一、御的矢江戸ル申来、吉田左近(茂勝・射手裁許)・吉田平兵(元茂・先弓頭)衛申渡、

一、上方ル御荷物御取寄せ之才料身代四、五百石之衆御馬廻与頭へ申遣、

六日

一、去年松前ル調來候鷹・鷹・鳴泉ノ尾何も江戸ヘ可上旨被仰出、継

飛脚を以、吉田忠左衛門方へ今日六日ニ遣申候、

一、御弓吉田左近・吉田平兵衛・左近せかれ、平兵衛せかれ五人式張充削上候様ニと御意候間、忠左衛門方ル申来、則左近・平兵衛ニ申

渡、御好之目録渡し申候、

一、才川桜留(朱書・畠)向川除崩家などもあぶなきよし、里見七左衛門(元茂・金沢町奉行)被罷出、

理尻御奉行与力兩人申渡、町奉行指図次第御普請仕候へと与力頭へ申遣候、割場へも右之通申渡候、

一、上方御使浅賀権之丞被遣事、

正月九日

一、新川郡松倉金山つるに付候由ニ而、跡々五百回ノ之かんせうハ無之候得共、五百目望相極候處ニつるよきに付而忠三郎・久兵衛と申もの武貫七百目ニ望書付を出し候付而、則九兵衛・忠三郎ニ被仰付候跡之山仕太右衛門にくき仕合候へ共、先其分ニ而、追而可有談合候、其通津田宇右衛門・駒井主水(守重・馬廻頭)郡奉行へ申渡候、

正月九日

一、郡ルなにノよらす新敷金・米上ル事出来候ハ、郡奉行手前ニ而致吟味ヲ、入ヲ立、取立八十村可仕由、郡奉行・算用場へ申渡候、

正月九日  
一、才川・浅野川川除御普請奉行定役ニいたし、切て打廻り、悪所候ハ、まえかとル修理可仕旨手紙ヲ被遣候、下奉行人候ハ、寄合所へ可断旨、御普請奉行へ御申渡候、

正月九日  
一、当年登米、岡廻御奉行与力六人入候付而、致用意可被極置由、津田宇右衛門・駒井主水方ル与力奉行へ可被申渡旨、宇右衛門・主水へ申渡候、

正月十九日  
一、兼松小右衛門銀子六貫目御かし二付、除知百石いたし、連々を以可

上貢、御さん用場へ申渡、

廿七日

一、繁久寺客殿ノ箱棟廻り之塙破損被致候様、杉江<sub>(馬鹿)</sub>兵介二申渡、

廿八日

一、矢師金右衛門御給金当年<sub>5</sub>春壹枚・暮壹枚兩度二可被相渡旨、宮川

五右衛門<sub>(馬鹿)</sub>・古沢<sub>(馬鹿)</sub>加兵衛方へ申渡ス、

一、御給銀九拾目壹人半扶持、御土藏小者市藏此通被下旨、富川五右衛

門・古沢加兵衛方へ申渡ス、

二月三日

一、日樂伊兵衛江戸へ被為召二付、上下三人二而罷越旨割符所へ申渡、

一、中田之御旅やをこぼち取、東岩瀬へ御建被成、御奉行杉若<sub>(馬鹿)</sub>左衛門・

高崎半九郎<sub>(小姓)</sub>へ申遣義、日用人足何ニよらず能様ニ肝煎可申旨、高岡

上村・千田河西郡奉行へ書状遣、

二月八日

一、御長柄小者給銀之儀二付、対馬殿・民部殿<sub>(今枝近藤・重臣)</sub>状寫下割へも遣、

二月十一日

一、すミ一千俵か三千俵・じう百たなか二百たな被召上、御城へ上ヶ置事、<sub>(美知・会所奉行)</sub>窪田・宮崎二申渡、

一、古塩箱二つめ申事、五千俵有之由

一、三ノ丸ぢりふせき八壹尺四方ノ石ヲ以、可仕事、

一、さま石音藤長兵衛<sub>(安次・副場奉行)</sub>へ申渡、

一、むかいやしきやくら上ノ重さま窓も出からしノことく二さま一つ分

出し可申候事、内ニも上下共二口ヲ付、ひらき戸ぬりかくしを可

申事、土へい下やくら下戸室山石にてひかへノある石にてつき可申

事、沢田弥一郎二申渡、

一月十六日  
一、餌割奉行原儀右衛門やしき替仕二付、引科可被下貢、御普請奉行へ申渡候、

廿五日

一、小津金吹銀座家之事、当町奉行<sub>5</sub>致指図、岡田十右衛門へいたさせ候様二申遣、

一、御鷹師林孫三郎・山崎熊之助手相屬餌割帳紙可相渡旨、会所へ申渡、

三月六日

一、秋田二而相調御材木、最前此方<sub>5</sub>被仰付目録之外すほん四千丁調候間、舟其心得いたし可越由、寺西<sub>(直武・馬鹿)</sub>新七方へ申越候、則舟式艘遣候、運賃惣なミニ前銀を渡可遣哉と新七へ尋遣候、いかにも惣材木なミニ遣可申旨、新七<sub>(後輩・合力)</sub>二申合遣候、

一、あら木之御<sub>5</sub>五挺出来候付而今日認、明七日指下候様二と会所へ申渡認申候、

一、高岡御鳥屋破損、修理候様、惣八・権平断書付二状添、上村・千田方へ遣、

十一日

一、鉄炮稽古所土塙中ぬり可仕事、御奉行中嶋左助・渡辺彦左衛門断候故、一段尤之旨、井番人請縮之儀、わり場<sub>(割)</sub>申付候様二申遣、

一、放生津二白土有之由、御さん用場<sub>5</sub>申來、

一、河原御闕所之柵木くさり候間、取替度旨、原<sub>(城番馬鹿)</sub>与二右衛門書付出候付、山奉行方<sub>5</sub>相渡候様二さん用場<sub>5</sub>可被申渡旨申遣、

十六日

一、銅吹前銀御借事、会所へ申渡ス、

四月九日

一、御鷹師七人御餌指三人、去年江戸<sub>5</sub>御供仕、則御借シ金有之候付、

利足之断申候処二御定之通、去年分八利足被成御赦免、当春5利足

申渡

出候様三会所へ申渡候、

四月十九日

- 一、御指示弓百張斗御用之由江戸5申來、御土藏改候へハ、三十張計有之、残分上方へ急速調候様二申遣候、御弓打一人上方へ可遣由御射手頭会所へ申渡、

五月九日

- 一、(松平定重・桑名謹主)越中殿奥様御料人之事、和田数馬(小姓)二申渡、  
一、瑞龍寺瓦不足之繪圖、原五郎(馬連)左衛門へ渡遣ス、  
一、今津破損之儀、山瀬加兵衛罷登、則可申渡、

六月三日

(朱書)付札

- 小松御普請二巻轄轄入候付て、御作事へ相尋候処二木無之由申故、庄川原へ拘一遣候、奉行・与力一人遣候、」  
一、小松御城堀之藻取(本)マ候人足(并)惣構竹巻人足年々町夫出可申、破損奉行手形を以可渡旨、状被遣事、

六月六日

- 一、御鉄炮奉行帳切手紙請取度旨断二付、則御老中へ窺可相渡旨、会所へ申渡、

- 一、所々二而稽古仕損筒岡嶋(五兵衛・異風頭)五兵衛・福嶋武左衛門請取、鉄炮奉行へ渡置候様二右兩人へ申渡ス、此段御老中へ窺、

- 一、岡嶋五兵衛・福嶋武左衛門預り足輕、鉄炮稽古帳惣並二割場へ可渡置旨右兩人へ申渡、此段御老中へ窺、

- 一、鉄砲台木引わらせ候儀最前生熊仁右衛門・桑原新七(重治・馬連)二被仰付候間、唯今も作事場二而小割いたさせ、異風頭可被請取由申渡、

- 一、筒乱之緒ノ儀、会所へ申京都5かなを取寄為打可被申旨、異風頭へ

六月九日

- 一、御弓奉行帳切手紙請取度旨断二付、可相渡旨会所へ申渡、

- 一、瑞龍寺本高色々其外可入道具共之儀、杉江兵介断二付、御老中へ窺候へハ、寺社奉行手前二而相調させ可申旨被仰付、其段寺社奉行并杉江兵介二七申渡、

一、御露地二而室外仕候小人里子二可申付由二而江戸5被指越二付、算用

場へ渡し里子可仕旨、割場奉行へ申渡、

- 一、(畠田)畠田甚九郎事、藤田八郎兵衛二相尋候処、一門之者共二預置由申候、  
一、松前へ罷越御鷹師共、銀子借用仕度旨申二付、会所銀かし可申旨、  
御老中被仰渡、則宮崎弥左衛門二申渡、

- 一、御自分御普請二遣申苧無之付而御作事奉行断候間、買上二可仕由申渡、苧時二五千貫目毛壹万貫目も一度二被召上可然由、御老中被仰付、其段宮崎弥左衛門二申渡、

七月六日

- 一、江戸の替銀之儀与頭無干者八、其身書付内膳・七郎兵衛添書可仕旨御年寄衆御申之事、

七月廿一日

才村弥右衛門

奥田四郎左衛門

沢崎四郎兵衛  
福岡半右衛門

- 右兩人充与合田上村・野田山御藏立申奉行被仰候間、御作事へ罷出、加藤惣兵衛受指図候様二可被申渡旨、式部・織部へ状遣候事、